

# 網田小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月に施行された。これを受けて、同年10月に国が「いじめ防止等のための基本方針」を策定した（平成29年3月最終改訂）。さらに12月に「熊本県いじめ防止基本方針」（令和2年11月最終改訂）、平成26年2月には「宇土市いじめ防止基本方針」がそれぞれ策定された。推進法の規定、熊本県及び宇土市の基本方針に則り、これを本校で実現するために、網田小学校いじめ防止基本方針を策定する。平成27年3月に出された「ネット世代の子どもたちに対応したいじめの防止等の取組の在り方」についての答申を受け、本基本方針の見直しを行った。また、令和3年4月には「宇土市いじめ防止基本方針」の改訂が行われ、本基本方針の見直しを行った。

本基本方針は、学校が家庭、地域、関係者との連携の下、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、対処、職員研修の在り方及びいじめ防止対策の年間計画をいう。以下同じ。）を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめの定義と基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童はいない」という基本認識に立ち、全児童が安全で安心に学校生活をおくることができるように、「いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 網田小学校いじめ防止等対策委員会の設置

(1) 目的 学校は、いじめに対して組織的に対応するためにいじめ防止対策推進法第二十二條より「網田小いじめ防止等対策委員会」を設置する。

(2) 組織の名称 網田小学校いじめ防止等対策委員会

(3) 組織の構成

校長、教頭、教務、生徒指導担当（情報集約担当）、人権教育主任、養護教諭、該当児童担任

必要に応じて P T A 役員（保護者代表）学校運営協議会委員（地域住民代表）本校担当カウンセラー、主任児童委員、民生児童委員

なお、校内においては、「校内いじめ不登校未然防止対策委員会」を別途設置する。

(4) 外部との連携

網田小いじめ防止等対策委員会は、必要に応じて次の関係機関等と連携する。

○警察 ○学校警察連絡協議会 ○宇土市青少年センター  
○民生児童委員・主任児童委員 ○宇土市福祉課  
○子育て支援課 ○保育園・中学校 等 ※宇土市教育委員会

(5) 組織の活動

### ① 日常活動

- ・健康観察等による児童の実態把握、必要に応じて個別相談
- ・いじめ防止及び効果的な教育相談のための職員研修の立案、実施
- ・いじめ防止に係る児童・保護者・地域への啓発
- ・実態をもとにした児童理解の推進（見つめる会での共通理解）

### ② いじめ事案発生の場合

- ・事案に対する事実関係の情報収集（確認）と情報の共有化
- ・事案の分析及び課題把握
- ・事案解決のための対応策の検討
- ・対応方針の決定と解決への見通しの共通理解
- ・教職員一人一人の役割の明確化（該当児童、学級、家庭等への支援体制づくり）
- ・家庭や関係機関対応の方策検討や報告・連絡・相談
- ・学校で対応できる事案であるか否かの審議・検討と判断
- ・校長を中心に全職員で協同実践

### 3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

いじめ防止対策推進法第十六条により、早期発見するために在籍児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。

#### (1) 分かる授業の実践

- ・すべての児童が主体的に参加・活動できる授業
- ・教師のコミュニケーション力アップ（伝える力と受け止める力）  
伝える力：子どもに分かりやすい説明や指示，子どもとの自尊感情を高めようとする配慮や工夫
- ・受け止める力：受容的な態度や表情，子どものつぶやきを拾う感性の見える指導
- ・支持的風土を育てる学級集団作り
- ・自他を大切に学習規律の徹底

#### (2) 特別活動（学校行事） ～趣旨・目的に向かった活動～

	未然防止のポイント	早期発見のポイント
運動会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共に支え合う仲間作りの視点で取り組ませる。</li> <li>・達成感や成就感を持たせ，学年全員でその思いを共有させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習時間の開始時間や休憩時間の様子</li> <li>・競技前後の様子。</li> </ul>
人権集会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめのない学校作りの視点で取り組ませる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権学習の時間の様子</li> <li>・発表練習及び前後の様子</li> </ul>
集団宿泊教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスのまとまりができていく実感を持たせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動時間の様子</li> <li>・集合時の様子</li> </ul>
修学旅行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共に支え合う仲間作りの視点で取り組ませる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動時の様子</li> <li>・集合時の様子</li> </ul>
卒業式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支え合ってきた友達への感謝の気持ちを高めていく取り組み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習時間の前後の時間の様子</li> <li>・練習時間，式中の様子。</li> </ul>

#### (3) 道徳教育

- ・生命の尊さ，周りの人への思いやりや感謝といった道徳教育の重点目標を基盤にした教育活動を進める。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・「いじめは社会のルール違反であり，犯罪にもなりうる」ことを認識させ，法で禁止されていることを行えば，処罰されたり，責任を問われたりすることを，児童の発達段階に応じて指導する。
- ・道徳の時間において一人一人の思いを交流する活動を展開する。
- ・児童の心が揺さぶられる教材や資料と出合わせ，人としての「やさしさ」「心遣い」等に触れることによって，自分自身の生活や行動を振り返らせる。
- ・「熊本の心」等を活用し，先人の生き方や人としての生き方を考える学習の場とする。
- ・年間計画に沿った情報モラル授業を実践する。

#### (4) 人権教育

- ・いじめは，「基本的人権を脅かす行為であり，決して許されない」ことを理解させる。
- ・すべての教育活動で人権教育の視点に立った教育を推進する。
- ・いじめや差別を感知し，積極的に自他の人権を守るために動く児童を育む。
- ・すべての児童の自己実現に向けて，学力保障，進路保障に努める。
- ・人権教育の指導法等の在り方について（第三次とりまとめ）の趣旨目的に沿った学習活動を推進する。

#### (5) 総合的な学習の時間

- ・仲間と協力して学習を進める体験活動を展開する。（特別活動）
- ・異なる考えや他者の意見を受けとめる場面を持つ活動を取り入れる。
- ・体験からさらに思考を深め，自己を振り返る学習活動を仕組む。
- ・非攻撃的自己主張等のソーシャルスキルの育成を図る。

#### (6) 保護者・地域との連携

- ・「宇土市いじめ等防止条例」の周知徹底を図る。
- ・学校のいじめ対策の取組について，保護者会や学校便り，学級便りを用いて発信する。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において，いじめ等の防止について情報を提供し意見交換する場を設ける
- ・学校ホームページに，網田小いじめ防止基本方針を掲載し，周知を図る。

- ・いじめに関する相談や情報の窓口を明確にし、保護者や地域からの連絡がすぐ  
に取れるようにする。

#### 4 早期発見のための取り組み

##### (1) 教職員による観察や情報交換

###### ①授業中の観察ポイント

- ・班活動やグループ作り等で一人になっている児童はいないか。
- ・教科書、机などに落書きはないか。
- ・机と机の間に不自然な隙間はないか。

###### ②休み時間の観察ポイント

- ・一人になっている児童はないか。
- ・悩んだり、無表情になっている児童はいないか。
- ・仲間を遠くから一人離れてみているなど気になる点はないか。

###### ③給食中の観察ポイント

- ・おかずのつぎ方が極端に多かったり少なかつたりしないか。
- ・誰かが触ったものを避けるようなそぶりはないか。

###### ④その他

- ・児童と積極的にふれあうことにより児童の様子を注意深く観察する。
- ・「網田っ子ノート」の日記など児童の気持ちを綴った文章に気になることはないか、きめ細やかな把握に努める。
- ・連絡ノートを活用した情報交換や地域からの情報収集に努める。

##### (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

- ・年2回（6月、2月）「生活アンケート」を実施する。アンケート後に必要に  
応じて担任による教育相談の実施、追加の実態調査を行う。

##### (3) 校内点検の実施

- ・全職員による、校舎内のトイレや掲示物等の点検
- ・各学年部による教室の点検（掲示物や机の落書き、不自然な机やいすの乱れ等）

##### (4) 相談体制の整備

- ・心の相談委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校  
内外の専門家の活用を図る。
- ・相談の窓口（管理職、担任、養護教諭）の設置と、保護者への周知徹底を行う。

##### (5) いじめ発見チェックリストの活用

- ・学校用（学級担任用、職員用）：毎学期のアンケート実施時に配布し検討する。
- ・家庭用：学期末の学級懇談前に家庭に配布する。併せていじめ根絶の重要性の  
啓発を行う。
- ・いじめ早期発見のためのセルフチェックを定期的に行う

- |   |
|---|
| 1 朝いつも誰かの机が曲がっていませんか。                       |
| 2 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりしませんか。（校内及び地域）         |
| 3 班にすると、机と机の間に不自然な隙間がありませんか。                |
| 4 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げなどをしていませんか。          |
| 5 教職員がいないと、掃除がきちんとできていないことはありませんか。          |
| 6 自由にグループ分けをさせると、特定の子どもが残ることはありませんか。        |
| 7 些細なことで冷やかしをしたり、冷やかしをするグループはあつたりしま<br>せんか。 |
| 8 学級やグループの中で、絶えず周りの顔色をうかがう児童はいませんか。         |
| 9 自分たちのグループだけにまとまり、他を寄せつけない雰囲気はありませ<br>んか。  |
| 10 特定の児童に気を遣っている雰囲気はありますか。                  |

##### (6) 継続的な指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ  
必要な指導、支援を行う。

##### (7) 保護者との情報の共有

- 「心のアンケート」結果等の情報を保護者と共有するとともに、保護者チェッ  
クを協力依頼し、いじめ事象のとりこぼしがないように努める。

##### (8) ネット上でのいじめへの対応

- ネット上（含む LINE 等 SNS）の不適切な書き込み等については、継続して十  
分な注意を払い必要な指導を行う。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な  
連携を図る。

##### (9) その他（「いじめ」と「けんか・ふざけ」を見抜くポイント）

～偽装や口封じを見破るために～

- ・当事者間が対等な関係か
- ・一定のルールがあり、役割交代がみられるか
- ・行為に楽しさや心の交流が感じられるか
- ・行為の被害者の様子に変化はないか
- ・周囲の児童に、よそよそしさやしらけた雰囲気を感じられないか

## 5 いじめの発見時の具体的対応

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織に報告、相談する。その際、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童生徒の人格の成長を前提に本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

また、日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成したマニュアル等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様子も含む）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、それを教職員間で共有しておく。

さらに、いじめの防止等のための校内組織については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく。

### (1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。その後、学級の課題とする。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた、あるいはいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。
- ・正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ・いじめ対策委員会へ報告する。その後は、当該組織が中心となり速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を整える。

### (2) いじめられた児童に対して

- ・正確な情報と情報の整理・分析を行う。
- ・安心して相談できる場の設定をする。
- ・本人の訴えを、真摯に受け止める。
- ・いじめ解決の決意を伝達する。
- ・児童を徹底的に守る姿勢を示す。
- ・スクールカウンセラー等と連携し心のケアを行う。
- ・家庭や外部機関等と連携する。

### (3) いじめられた児童の保護者に対して

- ・家庭訪問により誠意ある対応をする。
- ・正確な情報といじめ解消への強い意志を伝え、家庭の協力依頼を得る。
- ・保護者の思いを聞き取り、指導の方向性と解決への見通しを立てる。
- ・指導に関する経過報告をこまめにとる。

### (4) いじめた側の児童に対して

- ・正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・子どもたちが冷静に自分の言動を顧みる場を確保する。
- ・自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- ・相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化を図る。
- ・自分の長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方を確認する。

### (5) いじめた側の保護者に対して

- ・電話でなく、家庭訪問や学校で面接するなどして直接事実を伝達し、児童指導に対する確実な連携を図る。
- ・複数対応を原則とする。
- ・事実を伝える際は、冷静かつ正確に行う。
- ・保護者と「いじめに対する正しい認識（事実、責任の所在等）」を共有化する。
- ・いじめた側に複数の児童がいる場合は、それぞれの保護者との間で確実に共通の理解を図る。
- ・いじめられた児童とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

### (6) 重大事態への対処

- ①市教育委員会へ報告する重大事態の例
  - ・生命・心身または財産に重大な被害が生じたり，生じた疑いがあるとき（自殺，心身の重大な傷害，金品の重大な被害，精神性の疾患）
  - ・相当の期間，学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあるとき（相当の期間：年間30日を目安とする）
  - ・犯罪行為として取り扱われるべき場合
  - ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- ②①のような事態が起きたとき
  - ・重大事態が発生した旨を，宇土市教育委員会に速やかに報告する。（資料参照）
  - ・教育委員会と協議の上，当該事態に対処するために，法第28条により「網田小学校いじめ調査委員会」を設置する。
  - ・上記調査結果については，いじめを受けた児童と保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
  - ・事態の関係児童と保護者への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を，スクールカウンセラー等と連携して行う。
- (7) 再発防止
  - ・事後の見守り活動の継続，いじめ防止等の取り組みのチェック，いじめの対処がうまくいかなかったケース等の検証，必要に応じた計画の見直し等をPDCAサイクルで行う。

## 6 いじめに関する校内研修

- (1) カウンセリングマインドの習得
  - ・スクールカウンセラーの協力を受け，すべての職員が参加する研修を設ける。
  - ・研修内容は，教育相談や日常の授業に役立てられる実践的なものとする。
- (2) 事例研究
  - ①目的 生徒指導に関する教職員の力量を高め，問題行動の解決に向けた組織的取組を推進する。
  - ②内容
    - ・問題行動の要因や背景を明確にし，児童理解を深める。
    - ・児童に対する効果的な指導や支援法を研究する。（ソーシャルスキル，特別支援の手法等を含む）
    - ・教職員のさらなる共通理解を図り，相互連携を強める。
  - ③手順
    - ア 事例から指導上の課題や問題点を明らかにする。
    - イ 問題解決のための指導仮説を立てる。
    - ウ 指導方法を検討する。
 （目標の明確化，行動の変容の支援及び援助，実現可能な目標の立案等）
- (3) いじめの未然防止や危機管理に向けた研修
  - ・いじめの正確な認知に向けて教職員間での共通理解を図る。
  - ・管理職や主任等の対人スキルの向上を図る。

## 7 年間計画

4月	学校基本方針の周知と確認	見つめる会
5月	生徒指導委員会 児童理解	
6月	心の絆を深める月間取組 生活アンケート 教育相談 いじめ発見チェックリスト	
7, 8月	生徒指導委員会（2学期へ向けての改善） 人権集会	
9月	生徒指導委員会	
10月	生徒指導委員会	
11月	心のアンケート 教育相談 いじめ発見チェックリスト	
12月	人権集会	
1月	生徒指導委員会	
2月	生活アンケート 教育相談 いじめ発見チェックリスト	
3月	取組評価	

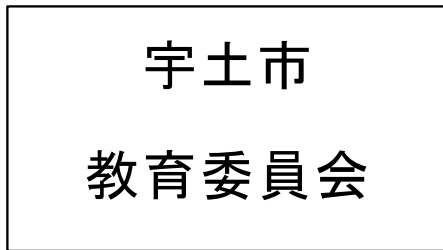
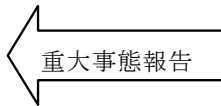
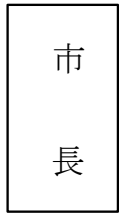
資料 ○宇土市いじめ等対策協議会・いじめ防止対策審議会の機能等

宇土市いじめ等対策連絡協議会 第14条①

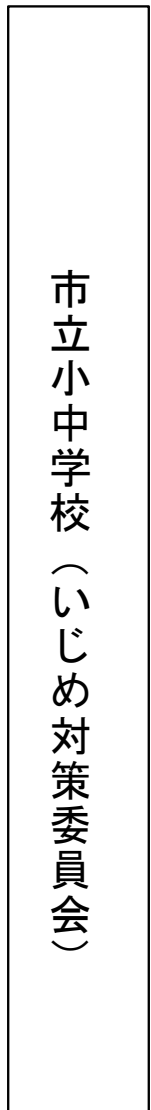
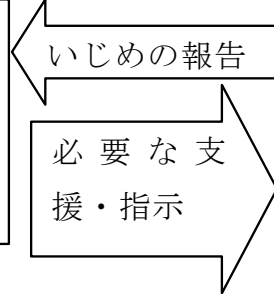
【園長校長会，総務課，学校教育課，子育て支援課，宇土市法務局，宇城警察署，弁護士，医師，心理や福祉の専門家等に係る職能団体や民間団体等】



第30条①

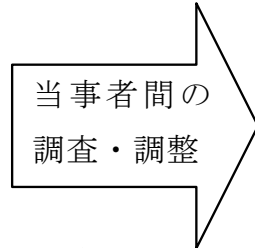
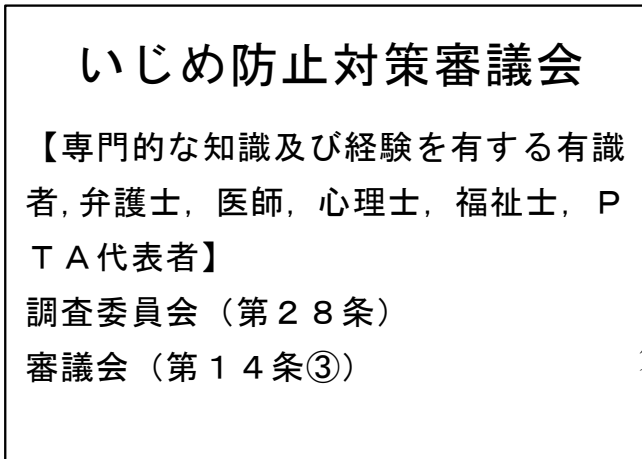
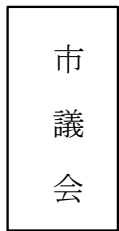
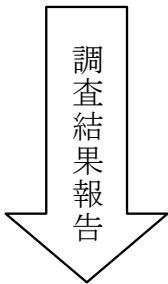


第23条②



第24条

第30条③



第28条①

いじめ防止・解消

学校教育目標：確かな学力，豊かな心，健やかでたくましい心身を育み  
自立する力を培う児童の育成

めざす児童像：夢や希望を育み，自己実現に向かって粘り強く頑張る児童

<p>PTAとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との信頼関係の構築</li> <li>・懇談会等での情報交換</li> <li>・アンケート調査</li> </ul>	<p>いじめ防止等対策委員会</p> <p>校長，教頭，教務，生徒指導担当（情報集約担当），人権教育主任，養護教諭，該当児童教職員</p> <p>必要に応じて P T A 役員（保護者代表）学校運営協議会委員（地域住民代表），本校担当カウンセラー，主任児童委員，民生児童委員</p>	<p>関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ スクールカウンセラー</li> <li>○ S S W</li> <li>○ 青少年センター</li> <li>○ 民生児童委員・主任児童委員</li> <li>○ 学警連，警察</li> <li>○ 保育園・中学校</li> </ul>
---	---	--

校内いじめ防止等対策委員会  
・教職員で構成（生徒指導委員会を兼ねる）

- ① 日常活動
- ・健康観察，実態把握
  - ・いじめ防止に係る職員研修
  - ・いじめ防止に係る啓発
  - ・実態をもとにした児童理解の推進
- ② いじめ事案発生の場合
- ・事実関係の情報収集（確認）と情報の共有化
  - ・事案の分析及び課題把握
  - ・事案解決のための対応策の検討
  - ・該当児童，学級，家庭等への支援体制づくり

① いじめの防止

- (1) 分かる授業の実践
- (2) 特別活動の充実
- (3) 道徳教育の充実
- (4) 人権教育の充実
- (5) 総合的な学習の充実
- (6) 保護者や地域との連携

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け，校内の指導体制の確立及び家庭・地域社会との連携を強化するとともに，いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

② いじめの早期発見

- (1) 教職員による観察や情報交換（見つめる会）
- (2) 定期的なアンケート調査や個別面談等の実施
- (3) 校内点検の実施
- (4) 相談体制の整備
- (5) いじめチェックリストの活用
- (6) 継続的な指導
- (7) 保護者との情報の共有
- (8) ネット上のいじめへの対応

その他

◎ 児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめの実態把握に取り組む。

- ・日頃から児童を見守り，信頼関係の構築等に努める
- ・児童理解支援システムの効果的な活用を図る。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。

③ いじめに対する措置

- (1) 基本的な緊急対応
- (2) 解決に受けた指導・援助
- (3) 調査による的確な実態把握
- (4) 継続指導・経過観察
- (5) 再発防止
- (6) 重大事態への対処

ア いかなる場合も真摯に受け止め，情報収集等を通じて，事実関係の把握を迅速かつ正確に行い，職員全員でその解決に取り組む。

イ いじめられている側の保護者の心情と同じ立場に立って自分の課題として受け止め，全職員一致協力して対応し，信頼の回復に努める。

ウ 保護者には，正確な情報や指導状況を伝え，児童指導に対する確実な連携を図る。

児童・保護者の思いや願い